条

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十五号

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例の 一部を改正する条

埼玉県高等学校等奨学金事業基金条例 (平成二十年埼玉県条例第二十八号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

一条 高等学校等奨学金事業に要する経費の財源に充てるため、 埼玉県高等学校

等奨学金事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、 当該積立てをする年度の高等学校等奨学金事

業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

第三条を削る。

第四条に次の一項を加え、同条を第三条とする。

2 基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も確実かつ有 利な有価証券に代えること

ができる。

第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(処分)

五条 基金は、 高等学校等奨学金事業に要する 経費の 財 源 に充てる場合に 限 り、

これを処分することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例の一部改正)

2 埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例(平成十七年埼玉県条例第七十五号)

の一部を次のように改正する。

般会計繰入金」 \mathcal{O} 下に 一、 高等学校等奨学金事業基金繰入金」 を

加える。